



OBA MJ 連載

## Vol.6 行政連携

### 消費者保護委員会における行政機関との連携

行政連携推進プロジェクトチーム 委員 余田 博史

大阪弁護士会の消費者保護委員会には、現在、6つの部会と4つのプロジェクトチームが設置されています。そして、これらの部会やプロジェクトチームが、それぞれの取扱分野において、消費者被害の実態調査、消費者の救済及び支援、法令や裁判例の検討及び研究、立法提言などの活動を行っています。

ところで、近年は、消費者契約法の制定、特定商取引に関する法律・割賦販売法・金融商品取引法等の改正がなされ、また、消費者庁や消費者委員会が設置されるなど、消費者被害の防止や救済に向けた取り組みがなされています。しかしながら、消費者被害は、悪質かつ複雑・巧妙化し、その内容も多種多様であって、日々新たな被害が生じている状況にあるといえます。このような消費者被害を未然に防止し、また、被害者に対して早期かつ適切な救済を行うためには、弁護士と行政機関とが連携を深めていく必要があります。

消費者保護委員会においては、従前より、行政機関との連携を進めているところであり、新たな連携体制についても模索しているところです。以下では、消費者保護委員会が行っている行政機関との連携について報告いたします。

#### 1 共同事例研究会の実施

大阪府及び大阪府下の多くの市町村において、消費生活センター（消費者センターや消費者相談室と

いった名称が使われることもあります）が設置されていますが、この消費生活センターとの間で、毎月1回、大阪弁護士会館において共同事例研究会を実施しています。消費生活センターからは、毎回、30～40名が参加しています。

この研究会では、最新の消費者被害事件について担当の弁護士が法律上の問題点や対応策等を解説し、同種事案についての情報交換が行われるほか、消費生活センターの担当者が扱う案件についての質問を弁護士が受け付け、対応策の検討や意見交換が行われています。

研究会においては活発な議論がなされており、消費者被害の把握や実践的な対応の研究にも役立っています。

#### 2 顧問弁護士や講師の派遣

大阪弁護士会が大阪府下の自治体との間で消費生活相談の処理にかかる法律相談委託契約を締結した場合、各契約先自治体の消費生活センターに対して、顧問弁護士として消費者保護委員会委員を派遣しています。この契約を締結する自治体は、近年、増加傾向にあり、平成22年度は8市、平成23年度は10市との間で契約が締結され、顧問弁護士を派遣しています。

また、平成22年度と平成23年度は、大阪市消費者センターからの要請を受けて、消費者相談員の能力向



上のための高度な専門分野講習会に講師を派遣いたしました。この講習会はほぼ毎週行われ、平成23年度は延べ44名を派遣しております。また、大阪市消費者センターが実施する多重債務相談会と賃貸住宅相談会に相談担当弁護士を派遣したほか、高槻市消費生活センターが開催する消費生活に関する法律相談にも相談担当弁護士を派遣しました。

### 3 自治体との連携による多重債務者救済制度

自治体との連携による多重債務者救済制度とは、多重債務者の早期発見とその救済を図るため、大阪弁護士会が大阪府下の自治体と積極的に連携するというものです。

具体的には、自治体は、多重債務救済窓口を設置して市民に対して積極的に広報活動を行い、相談に来た多重債務者について専門家による救済が必要と判断した場合は、大阪弁護士会に連絡をして担当弁護士の紹介を依頼します。この依頼を受けた大阪弁護士会は、担当弁護士を選任し、担当弁護士は、相談者の債務整理を行うほか、生活再建のために必要な限度で自治体担当者と協議を行います。

大阪弁護士会は、平成23年度は4つの自治体との間でこの制度について連携しましたが、連携には至らなかったものの、連携制度に関心を示した自治体も2つありました。平成24年度も、現在までに4つの自治体と連携しており、他の自治体にも広がるのが期待されます。

### 4 各種審議会、審査会への委員の派遣

大阪府食の安全推進対策専門委員会、大阪府消費保護審議会等の委員会や審議会のメンバーに、消費者保護委員会委員を派遣しています。

### 5 行政機関との懇談会等の実施

各部会が中心となって、近畿財務局、大阪府商工労働部貸金業対策課、大阪府警察本部生活安全部生活経済課、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所との間で、年に1回程度、懇談会等を実施し、意見交換や情報交換を行っています。

## 6 消費者行政推進プロジェクトチームの活動

消費者庁設置後、地方消費者行政の充実・強化が進められており、消費者保護委員会では、これに対応するため、消費者行政推進プロジェクトチームにおいて、地方消費者行政の在り方や自治体の消費者行政等に関する取り組みを行っています。

平成23年度は、①消費者庁長官や国民生活センター理事長を招いての国民生活センターの在り方を問うシンポジウムの開催、②地方議会への要請活動（地方消費者行政に対する国による実効的な支援を求める意見書の提出を求め、3つの自治体の議会で意見書が採択されました）、③地方消費者行政の実現・強化に対する国の支援の在り方に関する意見書の作成、④前内閣府消費者委員を講師に迎えての勉強会の実施、⑤消費者庁審議官を迎えての意見交換会の実施、等の活動を行いました。

消費者保護委員会では、上記のとおり、行政機関との連携を進めており、自治体からの講師派遣の依頼や、消費生活センターへの顧問弁護士の派遣が増加しています。

しかしながら、消費生活センターへの顧問弁護士の派遣が実施されているのは一部の自治体にとどまっており、多重債務者救済制度についても、連携しているのは4つの自治体のみであって、行政機関との連携は十分とはいえません。

また、共同事例研究会や行政機関との懇談会等において活発に情報交換が行われていますが、ここで得られた情報について、有効な活用がなされているとはいえない状況にあります。

複雑・巧妙化し、多様化する消費者問題に対応するためには、弁護士それぞれがスキルアップをすることはもちろんのことですが、被害の実態の早期把握と、被害者の要望に迅速に応じる体制を整えることが必要です。行政機関（とりわけ消費生活センター）には被害実例が集まりやすいこともあり、今後さらに連携を進めていく必要がありますが、いかなる方法で連携を強化していくのが今後の課題といえます。